

川崎市立井田病院院内巡視実施要綱

平成23年 5月 9日

23川井病庶第217号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立井田病院の病院運営が、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）等関係法令（以下「医療法等」という。）に基づき適正に実施されるとともに、三役会議及び各種院内委員会等の決定事項が十分確保されることにより、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供し、市民から信頼され安心してかかる病院を目指すことを目的として行う院内巡視に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施時期)

第2条 原則として第3火曜日に行うものとする。

(構成員)

第3条 院内巡視の構成員は、別表1に掲げる者とする。

2 前項の規定に関わらず、病院長が必要と認める者を構成員とすることができる。

3 院内巡視は、別表1に掲げる者のうち、その3分の1以上の者が参加できる場合に限り、実施するものとする。

(実施範囲)

第4条 院内巡視の実施範囲は、別に病院長が定める。

(点検項目)

第5条 院内巡視によって点検すべき項目は、医療法等に基づき別に病院長が定める。

(点検結果の報告等)

第6条 院内巡視により点検した結果については、原則として1か月以内に様式1により従事者全員に報告するものとする。

2 院内巡視により改善等が必要と認められた事項については、病院長は遅滞なく関係する組織の所属長あてに様式2により通知するものとする。

3 前項の規定により改善等の通知を受けた所属長は、その改善結果又は対応の方向性について、通知を受けた日から1か月以内に、様式3により病院長あてに報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、院内巡視の実施等に関し必要な事項は病院長が定める。

(庶務)

第8条 院内巡視に係る業務は、事務局庶務課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

病院長
副院長（看護部長）
事務局長
事務局庶務課長
事務局庶務課庶務係長
事務局庶務課管理係長
事務局庶務課労務研修担当係長
感染対策室長
感染対策室担当課長
産業医
衛生管理者
防火防災管理者